

『本会代表会員選挙ならびに会長・理事選出について』

(代表会員選挙について)

一般社団法人の認定にあたり、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、法人法)では、組織の構成員を社員としており、本会では定款第 21 条により、正員から選出される代表会員を社員とし、正員は等しく代表会員を選挙する権利を有するとしている。また、理事会から独立した選挙管理委員会により代表会員の選挙は毎年実施されている(定款第 21 条)。

代表会員と監事の選挙は地区と部門より行うとし、それぞれの代表会員定数(定款では 160 名以上 260 名未満)は理事会で定めるとしている(細則 18 条)。

正員は代表会員選挙に立候補することができる(定款第 21 条)。そのため、本会では選挙にあたり、各地区の投票用紙に掲載された候補者以外の方を記入できる空欄を設け、自薦あるいは他薦を受け付けている。ただし例外として、代表会員を2期継続して続けた方は、原則として次期の候補者としないと定めている(細則第 19 条)。

理事会は毎期、選挙実施方針により、投票日、上記地区別、部門別の代表会員定数を定め、地区を代表する支部長、部門長に提示すると共に、候補者推薦依頼を行う。この推薦に際して、前会長・現会長、名誉員、65 歳以上の方などの要件を提示し、選考の対象から外すこととしている。

(会長・理事選出について)

本会の役員は理事(22 名以上 24 名以内)、監事(2 名以内)とし、理事の内、会長と筆頭副会長を代表理事としている(定款第 30 条、法人法第60条、第77条)。なお、筆頭副会長は、代表会員当選者の互選により選出され、翌年 4 月の定時社員総会終了後に会長に就任する(細則第 25 条)と定められている。

理事は、正員(代表会員を含む)より、監事は正員より、社員総会の決議によって選任されるが(定款第 30 条)、理事候補者は筆頭副会長と筆頭副会長候補者が、3月末までに正員(代表会員当選者を含む)から、別に定める内規により選出するとしている(細則第 25 条)。

《《《《《《《《《《《《

上記事項に関しましては、定款、細則は本会 HP に、また投票方法などにつきましては正員各位への代表会員投票ご依頼時にご案内申し上げておりますが、なおご不明の点などございましたら、本会事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。